

大学・専門学校等における感染防止対策強化

(下線部：変更箇所)

1 授業形態

対面授業の実施の際には、感染防止対策の徹底を要請しているが、感染者に占める若い世代の割合が依然として高い状況を踏まえ、感染防止の徹底を図るため、オンライン授業を積極的に活用

(対面授業の実施の際の感染予防対策の強化)

- キャンパス・校舎内や通学時等のマスク着用の徹底、時差通学の推進、ワクチンの職域接種の推進

2 部活動・サークル活動

これまでの取扱い：県内・県外ともに不可
(※への参加及び参加に向けて、大学等が必要と判断する活動を除く)

(1) 県外での活動は、全国的には依然として収束には至っていないことや、長距離移動等によるリスク等を踏まえ、実施しないこと(※を除く)

(2) 県内で活動する場合は、以下の点に留意すること

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない
- ・練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめる
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用する
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

※中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る

3 外出・飲食

学生・教職員に対する以下の点の徹底

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の徹底
- ・要件を満たしていない飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・宅飲みを含め、集まったの飲食を避ける
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・会話の際は、マスクにより飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策を徹底

4 学生への呼びかけ

教育活動の場(授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等)において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける

5 ワクチン接種の推進

早期の対面授業の全面実施の実現に向け、他の大学・専門学校や附属学校等との共同実施も含め、教職員・学生等のワクチンの職域接種を推進する